

文京区事業用大規模建築物における廃棄物の 減量及び適正処理に関する指導要綱

11 文資リ発第 158 - 13 号 3 月 31 日 区長決定

改正 平成 15 年 4 月 1 日

改正 平成 18 年 3 月 31 日

改正 平成 24 年 3 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、文京区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 11 年 12 月文京区条例第 43 号。以下「条例」という。）及び文京区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成 12 年 3 月文京区規則第 12 号。以下「規則」という。）に基づき、文京区の区域内に存在する事業用大規模建築物（以下「建築物」という。）における廃棄物の減量及び適正処理を促進するために必要な事項を定める。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例による。

(対象建築物及び算定基準)

第 3 条 この要綱の対象とする建築物は、事業用途に供する部分の床面積の合計が 3 千平方メートル以上の事業用大規模建築物とする。

2 前項に規定する事業用途に供する部分の床面積とは、住居用途に供する床面積を除いた床面積とする。

3 鉄道の駅の床面積の算定においては、プラットホームの面積もこれに加えるものとする。

(対象建築物の単位の基準)

第 4 条 前条に規定する建築物は、棟を単位とする。ただし、次に掲げるものは、1 棟の建築物とみなすことができる。

(1) 学校、病院、工場等、同一敷地内において共通の用途に供せられ、廃棄物の処理及び保管が一体として行われる複数の建築物

(2) 大規模な市街地開発事業によって開発された区域から発生する廃棄物の処理及び保管が一体として行われる場合における当該区域内にある複数の建築物

2 前項の規定にかかわらず、事業用途に供する床面積の合計が 3 千平方メートル以上の一棟の建築物で、所有関係又は利用形態等により一体的な取扱いが困難な場合は、各部分ごとに独立の建築物とみなすことができる。この場合において、その所有又は管理に係る床面積が 3 千平方メートルに満たないときは、それぞれ 1 棟の建築物とみなすものとする。

(対象建築物の所有者の範囲)

第 5 条 次に掲げる者は、第 1 条に規定する建築物の所有者（以下「所有者」という。）と

みなすことができる。

- (1) 建築物の共有者又は区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第2項に定めるものをいう。以下同じ。）が構成する管理組合の代表者
- (2) 前号の管理組合が構成されていない場合であって、建築物の共有者又は区分所有者の中から選んだ代表者
- (3) 建築物の全部を賃貸その他の事由により、事実上占有して使用している者
- (4) 建築物の所有者から、その建築物の維持、清掃業務等の管理に止まらず、建築物に関する総合的な管理権限を与えられている者
（廃棄物管理責任者の役割）

第6条 条例に規定する廃棄物管理責任者は、次に掲げる事項を行うとともに、所有者及び占有者に対し、廃棄物の減量及び適正処理を推進するために必要な措置を講ずるよう要請することができる。

- (1) 建築物から生ずる再利用対象物及び廃棄物の発生量及び処理状況の日常的な実態の把握
- (2) 建築物から生ずる廃棄物の発生及び排出抑制の推進
- (3) 建築物から生ずる廃棄物の再利用及び資源化の推進
- (4) 建築物利用者に対する廃棄物の発生及び排出抑制並びに再利用及び資源化のための指導
- (5) 区及び所有者との連絡調整

2 廃棄物管理責任者の選任数は、第3条に規定する建築物の単位の基準に基づき、各単位ごとに1名とする。

（廃棄物管理責任者講習会）

第7条 所有者は、廃棄物管理責任者が前条第1項各号に規定する事項を遂行するに当たって、必要な知識を付与させるため、区が主催する廃棄物管理責任者講習会（以下「講習会」という。）を受講させるものとする。

2 廃棄物管理責任者は、その選任をされた後初めて行われる講習会を受講するものとする。

3 廃棄物管理責任者は、前項の講習会の翌日から起算して、3年を経過した後初めて行われる講習会を受講し、その後も、また同様とする。

4 講習会を修了した者には、廃棄物管理責任者講習会修了証（別記様式第1号）を交付する。

（助言及び指導の実施）

第8条 区長は、所有者から廃棄物管理責任者選任届及び再利用計画書の提出があったときは、記載内容を審査し、必要な助言及び指導を行うことができる。

2 区長は、廃棄物の減量及び適正処理を促進するため、必要に応じ、当該職員をして、

対象建築物に立ち入り、助言及び指導を行わせることができる。

(再利用対象物の保管場所設置基準)

第9条 規則第7条第2号に規定する設置基準は、文京区事業用大規模建築物の再利用対象物保管場所設置基準（11文資リ発第159-19号）による。

(改善勧告及び改善報告)

第10条 規則第9条に規定する改善勧告は、改善勧告書（別記様式第2号）により行う。

2 前項の改善勧告に係る指摘事項を改善した所有者又は事業用大規模建築物の建設者は、書面によりその旨の報告を行う。

(公表の通知)

第11条 条例第21条に規定する公表に係る通知は、公表に関する通知書（別記様式第3号）により行う。

(公表されるべき者の意見陳述及び証拠提示の機会の付与)

第12条 意見陳述及び証拠の提出は、口頭又は書面により行うものとする。

2 口頭による意見陳述を受ける職員は、その者の権利の行使を不当に損うことのないよう対応に心がけなければならない。

3 口頭により意見の陳述を受ける職員は、その意見内容を的確に記録し、適切な管理に努めなければならない。

(収集又は運搬の拒否の通知)

第13条 条例第22条に規定する収集又は運搬の拒否をするときの通知は、収集・運搬拒否通知書（別記様式第4号）により行う。

(表彰)

第14条 区長は、建築物から排出される廃棄物の減量及び適正な処理に関し、顕著な功績をあげた者を表彰することができる。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に東京都事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱（平成5年東京都第1166号以下「都要綱」という。）により東京都知事がした指導その他の行為（以下この項において「指導等の行為」という。）又はこの要綱の施行の際現に東京都知事に対して行っている届出その他の行為（以下この項において「届出等の行為」という。）であって、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、区長のした指導等の行為又は区長に対して行った届出等の行為とみなす。

3 この要綱の施行前に都要綱の規定により東京都知事に対して届出その他の手続をしな

なければならない事項で、施行日前に当該手続がされていないものについて、施行日以後において区長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、区長に対して届出その他の手続がされていないものとみなして、この要綱の相当規定を適用する。

(残存用紙に関する経過措置)

- 4 この要綱の施行前に都要綱により作成された様式用の紙で区長が認めるものは、現に残存するものについて、所要の修正を加えた上で、なお当分の間使用することができる。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。